

高教組速報

長崎高教組 長崎市中川2丁目2-5 TEL(095)827-5882

2019年度 第10号

2020年3月3日

文責 馬場 隆

非常勤講師（時間講師）の一斉休校中の報酬について 予定されていた時数分は教材研究等をすれば支給されます

安倍首相による突然の一斉休校要請で、各学校とも対応に追われておられることと思います。その中で、非常勤講師（時間講師）の方々については、授業がなくなって3月の報酬がなくなるのではないかと心配する声が高教組に寄せられました。こうした声を受けて、高教組は、非常勤講師の報酬を保障すべきだという立場で、県教委の対応を質したところ、以下のような回答を得ましたので、お知らせします。

予定されていた授業時数分は教材研究等授業に関連する業務を行えば支給する

県教委は、「予定されていた授業がなくなった分については、成績処理や教材研究、課題づくり等、授業に関連する業務をしてもらえば、報酬を支給する」と回答しました。その業務をどこで行うかについては、「休校中の子どもがいて自宅を離れられない人は自宅がかまわない。それ以外の方は、授業が予定されていた時間に学校でもらうことになる」と説明しています。こうした扱いについては、すでに学校にも通知されているはずなので、管理職に確認してみてください。

ください。

また、昨年秋の交渉では、「前月に計画されていた授業が臨時休校等でできなくなった場合は、年休として扱うことができる」と確認していますので、年休が残っていれば、学校に来なくても、年休扱いにして、報酬を受け取ることもできます（通勤手当は出ません）。

学齢期の子どもがいる教職員の服務についても通知が出される予定

学齢期の子どもがいる教職員で、休校中の預け先がなく勤務が難しい場合の服務の扱いについても、「年休以外で休めないのか」という声が寄せられていました。高教組は特別休暇にすべきだと県教委に要求していましたが、この問題についての通知が本日中に出される予定です。各学校で管理職から説明があるはずですので、その内容について詳しく確認し、管理職の説明に疑問がある場合や県教委に対する要望がある場合は高教組本部にご連絡ください。

【高教組本部の電話番号】

095-827-5882

労働条件を改善させるのは団結の力で
教職員の要求実現のためにあなたも高教組へ

